

平成 26 年度 第 2 回長野県食と農業農村振興審議会 議事録

日時：平成 26 年 8 月 26 日（火）13 時 00 分～16 時 00 分

会場：長野県庁議会棟 4 階 404・405 会議室

1. 開会

【農業政策課企画幹 奥原】

平成 26 年度第 2 回長野県食と農業農村振興審議会を開催いたします。私、本日の進行を担当いたします農業政策課企画幹の奥原と申します。議事に入りますまで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではまず 4 点報告他をお願いいたします。初めに本審議会の委員の方に 1 名変更がありましたので、御報告申し上げます。次第と打ってあります資料を 1 枚おめくりいただいて、審議会の委員名簿を御覧いただきたいと思っております。ここに 15 名の委員の皆さんを記してございますが、12 番の消費者を代表される委員の方で、この 7 月まで古澤幸子様がお努めいただいておりますが御退任をされまして、代わって長野県消費者の会連絡会からの御推薦により飯島信子様が新たに就任されましたので御報告申し上げます。

第 2 点目、本日の審議会の委員の御出席でございます。ただいま 12 名の皆さんに御出席をいただいております。過半数に達しておりますので審議会は成立しております。

本日の審議会ですが公開となっております。後ほど議事録を公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の日程でございます。終了は概ね 4 時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして和田副知事から御挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

【和田副知事】

皆さんこんにちは、今日は今年度第 2 回目の長野県食と農業農村振興審議会ということで、開催いたしましたところ、皆さんお忙しい中、そしてまた、今日あいにくお足元の悪い中御出席を賜りまして大変ありがとうございます。委員の皆様には、日頃から本県農業について御尽力いただき重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、第 2 期の長野県食と農業農村振興計画でございますが、2 年目を迎えているということで、それぞれの達成目標の実現に向けまして現在色々な取り組みをしているところでございます。

本年度、国の方で担い手への農地の利用集積などといった、4 つの農政改革をスタートしております。それを受けまして前回の第 1 回目の審議会では、国の新たな施策を最大限に活用し、第 2 期振興計画の取り組みをさらに加速させていくための計画の見直しの方向性につきまして御

審議いただきました。今日は前回の御審議を踏まえまして、事務局として取りまとめさせていただきました見直し素案を御説明申し上げまして、皆様から活発な御意見、御提言を賜りたいと思います。これが今日の第1点目でございます。

2つ目、今日は昨年度の取り組み成績がまとまりましたので、県議会への報告と県民への公表に先立ちまして、皆様に御説明させていただきたいと思っております。また、詳細は後ほど担当課長から御説明申し上げますが、この中で特記すべきことは、昨年は4月に凍霜害等の色々な災害があったのですが、結果として生産者・関係者の方の努力によりまして農政部が推計で出している農業農村総生産額が、現在の算定方式を採用した平成17年度以来初めて3,000億円を超える見込みということでございます。

昨年より約100億円ほど増加しております。目標が3,050億円ということですので、だいぶ目標にグッと近づいた額になったということでございます。久しぶりの明るい出来事ですが、多くの関係者の皆さんの熱意ある取り組みの成果だと思っております。私どもはこうした成果をさらに確実なものとしていくために、更なる施策の展開を図っていきたいと思っております。以上2点でございます。

本日は大変華やいだ雰囲気とする状況でございます。委員の皆さんには忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【農業政策課企画幹 奥原】

それでは配布資料の確認をお願いいたします。事前に資料をお送りさせていただきましたが、若干修正がございましたので、本日改めてお手元にお配りさせていただいております。次第という紙の下に資料の1といたしまして、平成25年度実績年次報告、第2期長野県食と農業農村振興計画実績レポート（案）というもの、資料2といたしまして、第2期長野県食と農業農村振興計画の見直し項目、資料3、審議会の地区部会からの意見提言、別冊といたしまして、食と農業の振興計画本冊、4種類お手元にあるかと思いますが、御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それではこれより議事に入ります。議長につきましては条例の規定により会長が議長を務めるということでございますので、茂木先生に議長に就任いただきたいと思っております。なお、大変恐縮でございますが、和田知事は公務が他にございまして、これをもちまして退席をさせていただきますと思っております。

それではここからは、茂木会長の進行で議事をお願いいたします。

【茂木会長】

皆さんこんにちは。今日は第2回目の長野県食と農業農村振興審議会ということでございますが、2回目というのは、5年に1回です。長野県食と農業農村振興計画、いわばランドデザインを作るということで、これが発足いたしまして今期2回目ということになります。従いまして

これまでの経過の確認と、諸般情勢の変化する中で、新しい課題が次々と生まれておりますので、そういうものに対して5年計画の5年目を待たずに具体的に手を打つものは打つ。あるいは反省するものは反省するというので、見直しをしていきたいということでもあります。

第2期の5年計画そのものは、これまではどちらかというと日本経済全体が20世紀的な枠組み、右肩上がりの枠組みの中で農村生活のあり方を考えてきた。それを大きく日本経済全体が停滞する。あるいは、人口がここから大きく減っていくという21世紀の課題を見据えながら、作成された5カ年計画であります。しかしながら、その取り組み状況が本当に実態に即した形で真剣なものになっているかどうか。足りないものはないかどうか。この辺は逐次見直しが必要かということがございますので、今回も含めて各年この5カ年計画をそれぞれ見直していく議論というものが、これからの将来を決める重要な議論に繋がっていくように思われます。

委員の皆様の方におかれましては是非ということで、これからの時代を決めるという観点で積極的に建設的な御発言をいただければと思います。

あと、1点だけ私のほうからこれまでと違う内容についてあらかじめ補足させていただきますが、審議会そのものは公開で議論されております。公開で議論されているといいながら、議事録が後からただ単にホームページに載るだけでは事実的な公開はどうかということ。日ごろから記者の方を始め大勢の方に傍聴していただくということで、審議会の議論もより活性化するというふうにも思われるのです。今回は特に異例な状況だろうと思いますが、長野県外の方々を含め、大勢の若い方に傍聴していただくという機会を得ました。そういう意味では、日ごろ県の仕事、委員の先生方が携わっているお仕事の中でかなり、あるいはより具体的に真剣に農業農村のあり方に取り組んでいるわけですが、その実情が一般消費者の方になかなか届かないということがあるとするならば、こういう機会を通じて長野県の将来についてこうして行政を始めとして熱心に取り組んでいるという姿を、是非確認していただければと思います。そういう意味でも、議事については闊達な意見をよろしく願います。

それでは具体的な議事に入っていきたいと思えます。

3. 会議事項

(1) これまで県が講じてきた食と農業農村振興に関する施策の実施状況について

【茂木会長】

本日会議事項として用意されておりますのは、(1)これまで県が講じてきた食と農業農村振興に関する施策の実施状況について、いわばこれまでの経過報告でございます。(2)として5カ年計画の見直しの、あるやなしや。これは前回のときに、見直しの論点を頂戴いたしましたのでそれを具体的にこういうふうに見直したいという方向性を(2)で議論していきたいと思えます。

それでは、議事事項にしたがいまして、これまでの県のこの振興計画に対する施策の実施状況につきまして御報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【農業政策課長 山本】

農業政策課長の山本智章でございます。よろしくお願いいたします。それでは私からは、(1)について御説明させていただきます。

お手元の資料1、第2期長野県食と農業農村振興計画レポートを御覧いただきたいと思っております。これにつきましては、25年度に県が講じた食と農業農村の振興に関する施策の実施状況を記載してございます。このレポートは条例に基づく振興計画の年次報告書となっております、9月の県議会で報告をさせていただくものでございます。今回は第2期の計画がスタートして初めてのレポートでございます。

それでは、1ページのレポートの総括をお願いいたします。

1. 食と農業・農村の経済努力目標、すなわち農業農村総生産額の目標の進捗状況でございます。平成25年の農業農村総生産額は、推計で3,021億円(前年比103.6%)となっております。主な品目別では、果樹の生産量が春先の凍霜害等の気象災害により減少したものの、野菜や畜産、きのこの価格が上昇したこと等から全体では増加となりました。詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

2. 達成指標の進捗状況でございます。第2期の計画では29の指標、31の項目を指標として掲げまして、毎年進捗管理を行うこととしております。25年度は14項目で単年度の目標を達成しまして、達成率8割以上の項目を合せますと、28項目となっております。

計画最終年の29年度の目標を達成した項目は2項目ございました。達成した14項目につきましてはそこに記載がございましたが、詳細につきましては後ほど御説明させていただきます。

次に2ページ、3. 施策の展開別実施状況でございます。6つの施策展開別に25年度の実施状況の内容を2ページ、3ページにわたって記載してございます。個々の実施状況を御説明する時間がございませんので、詳細は後ほど御覧いただきたいと思っておりますが、それぞれ丸のついている文章ごとに25年度の取組の内容と、その文章のカッコ内に達成指標の24年度と25年度の数値について記載がしてございます。

それでは、5ページ以降について説明をさせていただきます。5ページからは25年度の特徴的な動きについて記載をしてございます。それでは、6ページをお願いいたします。

まず、気象災害への対応について。昨年度は4月の凍霜害に始まり、9月の台風、2月には記録的な大雪等がございまして、農業災害の大変多い年となりました。4月の凍霜害ではりんご、梨を中心に大変大きな被害が発生したわけですが、被害農家が再び意欲をもって営農を継続できるように営農継続の支援を行うとともに、地域ぐるみで防災意識の向上を図って、災害に強い産地作りを行うための研修会の開催などの取組を支援いたしました。

また、2月の大雪につきましては、パイプハウスの被害を中心といたしまして、記録が残っている昭和50年以降最大の被害となります92億円という甚大な被害が発生いたしました。こうし

たことから、県の単独事業によりまして被害農作物を対象とした緊急対策を行うとともに、国や市町村と連携いたしまして100億円余の予算を計上しまして、パイプハウス等の早期復旧のための支援を実施しているところでございます。

次に7ページをお願いいたします。ここからは施策展開別に特徴的な取組を記載してございます。

まず、1. 夢ある農業を实践する経営体の育成の取組でございます。上段に将来の本県の農業を担う企業的農業経営者の育成を目指して改革に着手をいたしました長野県農業大学校の取組を記載してございます。農業のトップランナーを目指す人材育成を目的とした、実践経営者コースの開設に向けた取組。あるいは25年度、26年度2年間でこれまでにない規模での学習環境の施設整備を行っているところでございます。

8ページをお願いいたします。8ページの下段、新規就農者の確保に向けまして、就農希望者に地域の就農情報を分かりやすく発信するために、昨年12月に開設いたしましたwebサイト、デジタル農活信州について記載してございます。Q&A方式で自分自身の就農準備の度合いが確認でき、また市町村等の就農支援状況から就農希望にあう就農地が検索できるなどの機能を備えた、新規就農を支援する内容となっております。

9ページの2. 自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産の取組につきましては、下段に県のオリジナル品種であります、「信州ひすいそば」のブランド化の取組を記載してございます。昨年10月に「信州ひすいそば」の振興協議会が設立をされ、栽培や加工販売に関する統一的基準を設定をして関係者が一体となって取組を進めているところでございます。

続きまして10ページをお願いいたします。上段に長野県産ワインの関係がございます。県産ワインの評価が高まる中で、栽培から醸造、経営に関する基礎的な知識の習得を支援いたします「ワイン生産アカデミー事業」の取組を。また下段の方には新たな野菜産地の育成をめざしまして、新たな担い手として期待される「土地利用型農業法人」を対象としました野菜導入の提案の取組を記載してございます。

11ページをお願いいたします。上段には価格下落が恒常化をしておりました、夏に出荷されるはくさいにつきまして、県の呼びかけにより適正生産のための連絡会議を組織し、産地の市町村農協と連携をしてはくさいの需要に見合った作付けと、代替品目の導入の推進をいたしました。この結果、25年度は夏場のはくさいの卸売りが安定をしまして価格差補給金の交付がない堅調な販売実績となったところでございます。

12ページをお願いいたします。上段に口蹄疫や、高病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合に備え、各地域に実施型の防疫演習を行って危機管理体制の強化に努めた取組が記載してございます。

中段には認定頭数が順調に増加している信州プレミアム牛肉につきまして、オレイン酸に着目したブランド展開を図っている鳥取県、大分県と連携をいたしましたイベントの開催等を通じて、認知度向上のためのPR活動と生産対策の取組を行ったことを記載してございます。

13 ページの 3. 信州ブランドの確立とマーケットの創出につきましては、上段に「おいしい信州ふード（風土）」の情報発信を強化するために推進役となつていただき、公使 5 人、名人 55 人を新たに任命した取組を記載してございます。

下段には、農産物の輸出促進ということで、タイ、香港、台湾、シンガポールでの長野フェアの開催。また輸出に意欲的な事業者で組織いたします、長野県農産物等輸出事業者協議会を本年 2 月に発足した取組などについて記載しております。

14 ページをお願いいたします。農業の 6 次産業化の取組につきまして、1 次、2 次、3 次産業の関係団体で構成いたします信州 6 次産業化推進協議会の発足。地域推進員や、6 次産業化プランナーの活動等の 6 次産業化を支援する取組について記載をしてございます。

15 ページでございます。4. 農村コミュニティの維持・構築の取組といたしまして、中山間地域農業直接支払事業による共同活動の支援の取組と、県下 10 地区でモデル的に取り組んでいる農村コミュニティ活動への支援について記載をしてございます。

16 ページでございます。5. 地産地消と食に対する理解・活動の促進の取組といたしまして、学校給食等における県産農産物の利用促進を図るために、地産地消のキャラクターである「匂ちゃん」の学校訪問、あるいは県産鶏卵の利用促進等の取組を記載してございます。

17 ページでございます。6. 美しい農村の維持・活用の取組といたしましては、上段に高原野菜の畑に農業用水を送る用水ポンプの電気代を生み出すための、自然エネルギーの活用の事例といたしまして、川上村大深山の畑地灌漑用の貯水槽の上に太陽光パネルを設置した取組を記載してございます。

それでは続きまして第 2 章本県の食と農業・農村の動向について御説明をいたします。

20 ページをお願いいたします。冒頭のレポートの総括で概要を申し上げました、農業農村の総生産額について少し詳しく御説明させていただきます。平成 25 年の総生産額は前年から 104 億円増の 3,021 億円ということになりましたが、これは米の豊作基調による価格低下や、凍霜害や降雪などの気象災害による果樹の生産量の減少があったものの、はくさいの夏場の計画生産の徹底等により、野菜価格が全般に堅調に推移したこと。また、きのこでは需要に見合った適正生産の取組によって、価格が上昇したことなどによるものと思われまふ。

農産物の産出額が 2,800 億円を超えたのは平成 16 年以来 9 年ぶりでございます。農産加工や水産等の農業関連算出額を加えました農業農村総生産額が 3,000 億円を超えたのは、この算定方式を採用いたしました平成 17 年以降初めてでございます。

下の表を御覧ください。網掛けの部分に品目別の産出額を記載してございます。米が前年比 4%減の 491 億円、果実が 8%減の 515 億円となった一方で、野菜が前年比 17%増の 816 億円。きのこが 7%増の 484 億円等となっております。

21 ページから 29 ページにかけては、主要品目別の 25 年産の生産実績を記載してございます。作付面積 10 アール当たりの収量、生産量等について 22 年の基準年からの推移と 25 年産の生産状況について記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

次に 30 ページ、達成指標の進捗状況の詳細でございます。

初めに上の表でございますが、第2期振興計画の29指標31項目のうち、左の方から、25年度に100%達成した項目は14で、全体の約半分。90%以上の達成率となった項目は10で全体の3分の1。80%から90%の達成率となった項目が3つ。50%から80%の達成率が2つ。実績数字を集計中が2つとなっております。このうち80%以上の達成率のものは28項目でございます、全体31項目の9割近い項目で概ね目標が達成できたものと考えております。

下の項目別の表を御覧いただきたいと思っております。表の右側から2つ目の縦の欄に達成率を記載してございます。25年度の目標を100%達成した主な項目でございますが、NO.1の法人化した経営体数109%。NO.4の集落営農数が106%。NO.7のオリジナル品種の2項目が114%、102%。NO.10の野菜販売額が20億円以上の品目数が100%等となっているところでございます。

また、計画最終年度の29年の目標を既に達成したものにつきましては、NO.15の信州プレミアム牛肉認定数と、NO.24の都市農村交流人口の2項目でございます。このうち信州プレミアム牛肉の認定数につきましては、後ほど目標数値の上積み修正について御提案をさせていただきたいと思っております。

このレポートでは33ページから第3章がございまして、施策の展開別実施状況及び今後の発展方向がございまして、施策の展開ごとに昨年度実施した内容について記載してございます。

また、105ページを御覧いただきたいと思っております。105ページからは重点プロジェクトの取組実績といたしまして、新規就農者の確保など6つの重点プロジェクトについてそれぞれ記載をしてございます。

さらに、119ページからは県下10広域の各地域別の取組状況につきまして記載してございますので、後ほど御覧いただければと思っております。

別冊の資料3を御覧いただきたいと思っております。

地区部会からの意見、資料3の1ページ。今回実績レポートの取りまとめにあたりまして、県内10広域でそれぞれ地区部会を開催いただき、25年度の取組を踏まえた施策の推進に向けて御意見や、御提言をいただきましたので、主なものを御紹介させていただきます。

まず、基本方向1の夢に挑戦する農業の関係につきましては、(1)の夢ある農業を実践する経営体の育成では「人・農地プラン」や中間管理機構を活用した農地の利用集積への重点的な取組、また、新規就農者への支援や、受託組織、集落営農への推進などについての意見。

(2)の自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産につきましては、長野県オリジナル品種の推進、あるいは温暖化に対応した品種の育成、また、安心安全な県産農畜産物の消費者への情報提供や、PRの推進などについての意見。

(3)の信州ブランドの確立とマーケットの創出につきましては、燃油高騰などに対応した農畜産物の流通対策、ブランド化のための宣伝力強化、観光との連携などについて意見が出されております。

1ページの下の方をお願いいたします。

基本方向2の皆が暮らしたい農村につきましては、(1)の農村コミュニティの維持・構築では、高齢化に対応した農村づくり、農村維持施策の充実などの意見が出されております。

(2) の地産地消と食に対する理解・活動の促進につきましては、子供の食育、農業体験への支援、また、学校給食への地域食材の活用推進、農村女性の活動支援などの意見が、

(3) の美しい農村の維持・活用につきましては、有害鳥獣対策への支援などについて意見が出されております。

地区部会からいただきました、これらの御意見、御提言につきましては関係各課で検討いたしまして、今後の施策の展開に活かしてまいりたいと考えております。

3 ページから 21 ページまでは、この意見の詳細を記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

大変駆け足の説明で恐縮でございますが、私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

【茂木会長】

ありがとうございました。大変多岐にわたる展開ということで、一挙に要約して説明していただきましたので、補足の必要な部分があるかもしれません。何かとりあえず一通り御報告いただいたということで、委員の方々から御質問、御意見、御提言などございましたら御発言のほうをお願いしたいと思います。

ちょっとピンポイントで私の意見を述べたいのですが。途中で、ゆるキャラが活躍されているお話がありましたけれども、小学校等での反響はいかがだったのか、その辺の状況が 1 点。もう 1 点は総括表ですが、20 ページの中で冒頭御挨拶の中にも、今年初めて 3,000 億円という、ある種 3,000 億円という言葉を一歩歩きさせてよいものかどうなのか。データを見ますと、野菜が対前年比 117% ということで、大変寄与していることが大きいのですが、当然好不況の波を繰り返す中で隔年現象という形で受け止めてよいのか。それとも、今、外食メニューをとっても、あるいは御家庭でもほぼ野菜が主食というそういう食生活の状況の大きなシフトがございますので、そういう傾向の中で引き続き野菜に期待することは大きいと見てよいと思います。この 3,000 億円の読み方について事務局としてどのようなニュアンスでいらっしゃるかということをお願いいたします。

【農産物マーケティング室長 中島】

農産物マーケティング室長の中島でございます。ただいま説明を申しあげた 16 ページのところのこのキャラクター、これは「旬ちゃん」という地産地消のキャラクターということで、長野県が地産地消を推進するときにこのキャラクターとともに推進しております。

小学校に行って食や農村への理解、あるいは、そういうことに対してこういうキャラクターが行きますと、子供たちも喜んで熱心に聞いていただけるという効果もございます。また、市町村、団体が食に関するイベントをやるときにも、是非おいでいただきたいというリクエストも大変増えてきておりまして、今の「ゆるキャラブーム」と相まって、このキャラクターの効果が出ているのではと思っております。

【農業政策課長 山本】

それでは、2点目の総生産額についてでございます。野菜の部分が117%ということで前年比から大幅に伸びたということにつきましては、市場の価格の動向もございまして、先ほど説明申し上げましたとおり、県、関係団体が協力いたしまして計画生産に努めた結果、価格が堅調に推移したということも大きいと思います。

いずれにしましても価格の動向というのは非常に重要でございまして、毎年毎年価格が大きく動かないようにこれから努力していきたいと思っておりますし、野菜をはじめとする、園芸作物につきましては、本県の主要な作物でございますので、今後も生産振興に努めてまいりたいと思います。

【茂木会長】

ありがとうございます。旬ちゃんについては、大変好評ということで、後は打倒「くまもん」ですね。目指してがんばってほしいということです。それから、3,000億円という今回初めて達成された数字についても、一応ブロックではない、引き続きがんばっていきたいということでもあります。ありがとうございます。それでは、これは県に報告するレポートになっておりますが、県議のお立場から下沢委員いかがでしょうか。

【下沢委員】

平成25年度の年次報告を踏まえて、農産物の輸出に対して昨年長野県の農産物輸出協議会というものを立ち上げて輸出に御支援をいただいて大変感謝するところであるのですが、たとえば現地に直接商談した農家の人たちの場合、そのあとのフォローワークができていないという話を聞きました。これも予算を伴われるような形に是非もっていただかないと、なかなか成功に結びついていかない。長野県が主体となってやるフェアについては、当然、成功しているのでしょうけれども、ここの協議会に入っていらっしゃる方も含めて、たとえば長野県フェアをやってくださいと、内外のデパートに行ったときに即対応できないということは、なかなか厳しいことだと思うのです。是非弾力的な予算の発想ができるような構成の中で今後検討いただきたいと思えます。この点についていかがなものでしょうか。

【農産物マーケティング室長 中島】

ただいま御意見をいただきました輸出の件でございますが、現地の方へ行ってバイヤーの方と商談をするということで、大規模な商談会 JETRO なども開催しますが、なかなかそういったところでは成約に結びつくまでに色々なプロセス、突っ込んだ商談ができないということで、今年からシンガポールですが、現地のコンサルに委託をしましてあらかじめ現地のバイヤーがどんなものを要望されているかという情報を予め掴み、物流も併せて掴んだ上で生産者の方々が商談会をしてまいりました。

その後成約に結びつけるには、事業者の努力はもちろんですが、なかなか言葉が通じないというところもございますので、先ほど申しました現地のコンサルが商談についてもフォローをしていくという体制を整えたところです。委員の御指摘のとおり、商談後のアフターフォローが大変重要だというご意見については、まさしくそのとおりだと思いますので、アフターフォローも含めて弾力的な輸出の支援ができるようなことを今後も行っていきたいというふうに思っております。

【下沢委員】

是非今後も積極的にできるような背景を少しずつ整えていただければと思っております。ここには畜産の関係で、鶏の関係なのですが、鶏をさばく時になかなかさばく場所が長野県には少なく、特に南信に偏っていたりするわけですが、その辺、特に中信、北信だとかこちらのほうにさばく場所を設けるといった促進策について、今回の25年度の反省も込めまして何かございましたらよろしく願いいたします。

【園芸畜産課長 本井】

御指摘のとおり鶏を含めまして、県で進めております黄金シャモも同じような形なのですが、食鶏処理場の数が少ない。実際のところ北信に地域的には偏っておりまして、実際、飼育されている方が処理場を設けることも可能でありますので、そういった飼育されている方が処理場も合わせていける形ができればと思っております。

【下沢委員】

ありがとうございます。中信地域にもしっかりと根付くような形をとっていただければ大変助かると思います。せつかく3,000億円を超える見込みということでございますので、より細かいところに目が届くような政策をとっていただくようお願いいたします。

【茂木会長】

はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。特に地産地消、食育の取り組みとか色々ございます。野菜ソムリエかつ須坂市農業委員の太田委員いかがでしょうか。

【太田委員】

須坂市農業委員のほうは任期が終わりまして、私も公使として任命していただいております、「おいしい信州ふード（風土）」については、認知度が24年度は24%で、25年度は40%くらいにまで上がっているということで、大変喜ばしいと思います。これは、どのような商品が影響していて、何が一番認知度の向上に働いたのかということと、名人という方もいらっしゃるのですが認知度が上がった要因を御確認いただきたいと思っております。

【茂木会長】

13 ページで御説明いただいたところで信州ブランドの確立に太田委員が大変貢献されているということでございました。名人についてリストは今日の資料には付いていませんが、この名簿というのは報じられているものなので、この件も併せて太田委員の御質問に答えていただければと思います。よろしく願いいたします。

【農産物マーケティング室長 中島】

「おいしい信州ふード（風土）」というのは、長野県の風土から生まれた優れたものをオリジナル・ヘリテージ・プレミアムというふうな基準で厳選したものの総称ということで、長野県の農産物のブランド力を上げるときのプロモーションのときには、こういった名称でやっている取り組みです。認知度は先ほどお話にありましてとおり、昨年は40%位に上がった訳ですが、これは県政モニターの皆様にも他の質問と合わせてこの認知度を確認しており、毎年1回やっております。今年の調査は9月くらいに速報が出ると思っております。

上がった要因といたしましては「おいしい信州ふード（風土）」大使ということで、長野県にゆかりのある食の面に精通した方を対象にお願いをして、その方の発信力であったり、また、太田委員にお願いをしている公使ということで長野県内で主に食についての知識の大変豊富な方が、長野県内でも発信していただいていることもあると思います。

また、メディアでも相当PRをさせていただいておりますし、キャラバン隊を組んでイベント会場等でPRをしている、という複層的な取組があって40%まで達したのではと思います。55%の昨年の目標が達成できていないということで、その達成に向けて更に強化をしていかなくてはならないと思っております。

名人という方もお願いしました。50名を超える方が県下にいらっしゃいますが、名人については県のホームページに一覧をアップしてあります。御確認をいただきたいと思っております。

この名人という方々は、地域の品目の高い技術をもった先達者であったり、地域の伝統食の継承者であったり、それを先導する方を中心をお願いして、地域の発信の中心となる方をお願いして、そういった名人が中心となった地域の発信が盛んになることが本当の意味で認知度が高まっていくということに結びついていくのではないかと考えております。

【太田委員】

引き続きがんばっていきたいと思っております。後もう1点、夏はくさいの計画生産について提案なのですが、ちょうど夏の時期のはくさいの栽培について長野県が一番盛んなところなのですが、それ自身を長野県民の人があまり知らない。はくさいの名産地であることを。それが非常に残念ですし、それが生産が少なくなっているということはとても寂しい。

私自身も今生ではくさいを食べることを提案したりとか、食育活動で色々なことをさせていただいているので、多分、現在長野県は生産量全国で2位だと思っておりますが、1位になるくらいにもっと生産しても儲かるように、私もがんばっていきたくて思っております。

【茂木会長】

先ほどの名人のカテゴリーというのは、生産者の方がほとんどだということでしょうか。それ以外の分野の方もいらっしゃるのでしょうか。

【農産物マーケティング室長 中島】

主に、生産をしていらっしゃるのですが、伝統食の継承についてはそういう方もいらっしゃいます。

【茂木会長】

各地域で伝統食を営んでいらっしゃる方。

【農産物マーケティング室長 中島】

主要品目を振興する主導的な立場の方、生産者の方、様々な方がいらっしゃいます。

【茂木会長】

太田委員からはくさいというアイテムがでましたが、確かに都会におりますとはくさいイコール鍋という発想しかないのですが、野菜としては非常に魅力的な野菜ですね。恐らく今野菜というのがブームというか定着化しつつある中で、基幹アイテムのひとつとして大きく伸びていく可能性があると思いますし、県のほうでもそういう取組をしていただければと思っています。ありがとうございました。

あと、消費者代表で飯島委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また後で何か関連した議論でご指摘があれば出していただきたいと思います。そのほか何かございますか。

【秦委員】

秦でございます。1点だけお願いしたいと思いますが、30ページの達成指標別進捗状況の中で19番、農業用水の安定供給及び排水機能が確保される農地面積ということで、目標に対して約6割増しと非常に大きな実績を残していただいた。後は、72ページに関連資料が載っておりますが、この原因として考えられるのが24年度の国の大型補正だったのではないかと想定しているのですが、そんな考え方でよろしいかが1点。

もし、そういうことであれば通常ベースだと目標の2,000haがぎりぎりだったのかどうか。この辺の数字が、通常ベースであればどのくらいだったのか教えていただきたいと思います。

【農地整備課長 赤羽】

農地整備課長の赤羽です。よろしくお願いたします。御質問いただきました72ページのところに詳しく数字が載っております。農業用水の安定供給及び排水機能が確保される農地面積ですが2,000haに対して3,174haということで、私ども予算を組んだときに、一番最後の質問ですが、だいたい今までの予算は100億ベースくらいで農業農村整備の予算をやらせていただきました。

た。その中で、だいたい通常ベースだと 2,000ha 位が用水の安定供給が確保できるということで計算しておりましたが、御指摘のように平成 24 年度に政権交代がありまして、その時に大型の補正が組まれまして国で約 200%の予算が組まれました。長野県でも平成 24 年度の補正と平成 25 年度当初併せて 15 ヶ月予算ということで 138 億円という大きな予算を組みました。その結果として約 1.5 倍の面積を確保できました。これは大型補正の影響ということで御理解いただいてよろしいと思います。

したがって、私どもこれは一時的なものということで、予算が安定的にやっていただかないと、2,000ha の面積も通常確保できないということになりますので、今後とも安定的な予算確保に努めていきたいと考えております。

【秦委員】

是非また、計画的に推進をお願いいたします。

(2) 第 2 期長野県食と農業農村振興計画の見直しについて

【茂木会長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。では、次の議論に入ってまいりたいと思います。今まで、この間県が講じてきました諸施策の実施状況をめぐって議論していただきましたが、(2) いよいよ第 2 期長野県食と農業農村振興計画の見直しということで、前回審議していただいた論点に則して、具体的にどのような見直しをしていったらよいかということで、議論を重ねてまいりたいと思います。

では、項目として 5 つございますが、まず、最初の担い手への農地利用集積の促進ということについて説明をお願いいたします。

【農業政策課企画幹 伊藤】

それでは個別の項目に入ります前に各地区部会のほうから今回の見直しにつきまして御意見、御提言を頂戴しておりますので、簡単にその辺を説明させていただきます。

それでは、資料 3 の 23 ページをお願いいたします。今回 4 つの項目の見直しの方向について、各 10 の広域の地区部会でこの内容についての御提言ということでお願いをいたしました。

主なものを 2 枚にまとめてあります。「担い手の農地集積の促進」の関係につきましては、人・農地プランが非常に重要であり地域の話を進める中で、担い手への農地集積を加速化していくことが必要。円滑化事業から農地中間管理事業への移行を主体的に取り組むことが効率的ではないかということで、そのためには JA 等円滑化団体と農業委員会との意思疎通が非常に大きな鍵になるのではないかと御意見。中山間の小規模で条件の不利な農地のマッチングはなかなか難しい。また、樹園地をどう扱っていくかということが大きな課題ではないか。また、耕作できなかったときどうしていくかという地域での話し合い。

また、新たな担い手である新規就農者の定住を図っていくためにどうしたらよいかということも、皆で考えていく必要がある。

農地中間管理機構の事業の中で基盤整備等できるようになっているのですが、こういったものを有効に活用することも大事なのではという意見をいただいております。

次の、米や地域振興作物の生産振興につきましては、国は30年以降目標数量を配らないとっておりますが、また国は需要動向を基に自ら生産者が判断していただくように誘導するというのですが、現実的には何らかのガイドラインを示しながら地域の生産数量をコントロールする仕組みが必要ではないかという御意見。

消費者ニーズが多様化、複雑化する中で、地域の目指すべき方向ですとか、農業者はどんな作物を作るかなど具体的な施策を示してもらいたいというもの。

水稲を野菜に転換するという話があるが価格の変動が心配である。また、飼料米の生産につきましても種子がなかなか入手できない、技術情報がなかなか入らないなどの課題があるので、この辺の対応も必要ではないか。

加工用米など、主食用以外の米の取り組みも必要である。また、高齢者でも対応できるアスパラ、白ねぎなど米以外の作物にも力を入れているけれども、やはり経済性のある品目を振興していかなくてはいけない。「風さやか」についても知名度向上をさらに図っていただきたいという意見もいただいております。

25ページをお願いいたします。地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動の推進について。多面的機能を持つ農業・農村の維持は、食料の生産のみならず非常に大切であるという御意見。これを県、市町村に頼ることなく維持していくためには、多面的機能支払を大いに活用することが必要ではないかという御意見。

生産基盤の老朽化に対する体制整備をしっかりとやっていく必要があるという御意見。

土地持ち非農家や集落内の一般生活者をどう活動に巻き込んでいくかが課題である。

制度の理念は十分理解できるのだけれども、手続きが煩雑であるので簡素化や、国の支援の充実を求める御意見。

また、全県のカバー率をできるだけ高くすることが必要なので、もっと高い目標を設定して取り組んでもらいたい。市町村、地域での状況を十分把握するなかで、人・農地プランとも調整して新しい制度設計を考えてほしいという意見などをいただいております。

4つ目の項目。農産物の輸出の促進ですが、最近は輸入品目と国内の品目との競争が激化しているということの中で、打って出るということの中でも海外に出ることが必要ではないかという意見。また、病害虫の件等いろいろありますので、輸出に対応する品目というものは十分検討する必要がある。

また、米の生産調整の対応としても輸出が有効ではないか。輸入の時代から輸出の時代に変換していくなかで、なかなか実務上書類が難しいとか、あるいは相手の考え方がわからない。言葉がしゃべれない。こうした問題の解決が必要ではないか。

また、ぶどうの輸出など粒がそろっていなくても味がよければ売れるということがあるので、例えば輸出用に省力化した作物を作るということも考えられるのでは。新たな農業の展開に繋がるということで輸出に力をいれるのも良いのでは。

このような御意見をいただいております。

【茂木会長】

ありがとうございました。（１）の前段で第２期 25 年度の実績年次報告につきましては、年次報告（案）でございますので、これは県の方にこれで御提出、御提案されるという内容のもので。一応ここで審議を経たということの確認をとるべき性格のものかなと思いますが、前向きな意見が多かったのですが、そういう意見も含めて場合によりましては多少修正も必要ですね。この内容で９月の議会に御提示させていただくということの確認でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。特に拍手はなかったのですが、大きくうなずかれる方がほとんどでございましたので、細かい点については多少私も調整に加わらせていただいて、一任させていただくということで年次報告（案）としては、最終的にこういう形にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました

いよいよ（２）の見直し案ということですが、これにつきましても、本県 10 地区に分かれてそれぞれ細かく施策を立てるという構造です。長野県非常に広い地域です。全国 4 位ですか、長野県の面積は。北から、南から、西から、東から、そういう意味では多種多様な地域であるということで、全 10 地区に整備した上で具体的な施策ということであるわけですが、各地区部会から具体的にさらに見直しを補強する形で意見ができてきているという御説明をいただきました。

それらを踏まえていよいよ具体的な個別の検討、素案について逐次検討してまいりたいと思います。

１の担い手への農地利用集積の促進ということで、御説明お願いいたします。

【農村振興課長 上杉】

農村振興課長の上杉でございます。それでは資料 2 の 2 ページをお願いいたします。項目としましては、高い技術と経営力を持つ企業的農業経営体の育成のうち、農地の利用集積による規模拡大の促進です。お手元の冊子の振興計画の 18 ページを併せて御覧いただきたいと思います。

初めに「状況の変化・国の新たな施策」ということでございます。資料 2 の 2 ページの見開きの左上のほうでございます。第 1 回の審議会でも説明をさせていただきましたが、最近の動きとして長野県農地中間管理機構では、本年 7 月より農地の所有者からの貸付希望農地の受付を行っております。来週 9 月からは農地の借り受けの希望者の応募を行うこととしております。

次に資料 2 の右側、計画の見直しにより追記する事項の概要でございます。お手元の振興計画の 19 ページの下段、農地の利用集積による規模拡大の促進も併せて御覧ください。

見直しにより追記する事項につきましては、認定農業者や、集落営農組織等の地域の担い手の生産性向上を図るため、地域の農業者や地権者の意向に基づきまして、人・農地プラン等による

地域内での徹底した話し合いにより合意形成された土地について、農地中間管理事業により利用集積に向けた協力調整を行うこととしています。

次に農地の利用集積を進めるにあたりましては、農地の出し手が個人の場合、地域の場合もありますが、インセンティブとなります。機構集積協力金がございます。この優遇単価交付期間に集中的に取り組みまして積極的な農地の中間管理事業の活用を促進していきたいと思っております。

また、従前から行っております、市町村やJA等の農地利用集積円滑化団体が行う農地の利用調整活動につきましては、引き続き推進を図るとともに、効率的、効果的な農地利用を支援してまいりたいと考えております。

なお、下の四角の枠の中に記載したのは、農地の集積集約化のイメージでございます。地域の農地では多くの担い手が混在し耕作しておりますが、農地が分散し作業効率が悪いという実態がございます。このため矢印の方向になりますが、人・農地プランにおける地域での話し合いや合意形成を通じまして、農地利用の将来像を明確にさせていただくとともに農地中間管理事業を活用した農地利用調整を行い、このようなイメージのもと可能な限り担い手の方々に集積・集約を進めていきたいと考えております。

資料2の左側の達成指標です。担い手への農地利用の集積率ということです。現計画では平成29年度の目標を51%としておりましたが、平成25年度末までに作成見直しが行われました人・農地プランにおける担い手の規模拡大計画では、振興計画の策定時に想定した以上の経営規模を目指す担い手が多数見られております。

また、第2期の食農計画期間内に高齢農家のリタイア等により担い手に引き継ぐべき農地が11,000haほど発生するという見込みをもっておりましたが、本年度の農地中間管理機構の創設に伴い、出し手農家へのインセンティブが働き、さらに多くの農地が出し手農家より担い手へ貸し付けられるということが予想されます。

一方で第1回審議会の際に小山委員から御意見をいただき、また、資料3にございます地区審議会の意見にもございますように、土地利用型作物と園芸作物、あるいは平場と中山間地域の集積率を一律に考えるのは困難と思われまます。このため、品目、地域別の目標集積率につきましては、規模拡大によるコスト低減等の集積効果の高い平坦水田地域では53%を67%。園芸地域では、野菜地帯において規模拡大志向の高い担い手の集積を促進するほか、果樹地帯におきましては、樹園地継承等に積極的に取り組み41%を54%に。また、集積集約化の難易度が高い中山間地域では、集落営農組織等の育成により19%を25%に集積を図ることにより、担い手への農地の利用集積について、県全体では、新たに集積率の目標数値を53%、集積目標面積で58,000haに設定し、農地中間管理事業という新たな施策を県、市町村、農業関係団体とが連携、協力して実施することで目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、前回の審議会におきまして嶋崎委員から、長野県の農業の担い手の定義という御質問がございました。県では、認定農業者や市町村の経営基盤強化法に基づく基本構想水準到達者等の企業的経営体。また、集落営農組織を担い手として、さらに今後、経営力・技術力を高めて担い

手を目指す者を担い手候補と考えておりまして、これら担い手及び担い手候補が利用しやすい農地の集積集約化に取り組み、本県農業を支えていただく構造を作ってまいりたいと考えております。農地利用集積による規模拡大の促進についての説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

【茂木会長】

はい、ありがとうございました。前回の委員会でも御提言、御発言いただきましたがそれを受けてということでございます。小山委員と嶋崎委員のお名前も挙がってまいりましたので、ひとつここはまず長野市の農業委員会の会長及び県の農業会議の副会長を努めておられます小山委員から御質問、あるいはコメントをいただけますでしょうか。

【小山委員】

今上杉さんからお話のあったとおりでと思うのですが、長野県は果樹の産地であり、りんご、桃、ぶどう、梨などが農業生産の柱になっていることは事実でありますし、それがこけるとなかなか長野県の農業生産額も上がっていかないということになると思うので、それをどのようにしてうまく継承していくかということが大きな課題ではないかと思うのですが、なかなか、現場では果樹については難しいという感じがします。

今の農地中間管理機構もそうですが、国の農政がどうしてもお米偏重になっているので、何とか長野県で果樹でどういう方法が取れるかということ、県の皆さん方が知恵を出してやっていただかないと、果樹の生産が年々減少してしまうという感じがします。

いくら農地を集積しろといっても、果樹はどう努力しても夫婦で2ha位が限界。それ以上やれば品質が落ちるし、どうしても収益が上がってこないということになると、水田とか土地利用型の農業の形では果樹栽培を継承することができない。その辺をどういうプロセスでどういう方向があるかということ、優良な県外の例えばみかん産地であるとか、県外の東北の産地であるとか。そういったところを是非見ていただきながらお示しをいただければありがたい。

ただ、今言っている、国が示していることだけでは長野県の果樹栽培は維持できないのでは。年々減少してくる。特に今年のように気象災害が春から続いていまして、ここに来て桃の収穫最盛期に高温と雨で非常にロスが出ていて、これではやる気がなくなってしまうという現場の声があります。大変な事態なので、果樹については今説明していただいたような内容で乗り切ることが非常に厳しいという感じがします。長野県方式を作りながらやっていかないとうまくいかないのではと思います。どういう方法があるかということは、現場で、または農業委員会の中でも検討していますが、国が示しているような施策の中では果樹については難しいというのが実態かなと思います。

今日の審議会の中でも長野県の果樹をこれから良い品種もたくさんでできたし、良い経営もできているので、全体の中で普及していくにはどのような方法があるか御審議いただければ、減少に歯止めがかかるのではと感じております。色々御検討いただければありがたいと思います。

【園芸畜産課長 本井】

園芸畜産課長の本井です。小山委員から前回も御意見をいただきました果樹園の樹園地継承について現在の状況について説明させていただきたいと思います。

御指摘のとおり果樹園の樹園地継承、長野県としても大きな課題でございます。これまでの各地、県内での取組の状況から、樹園地継承をどういった形で取り組んでいくかというなかで、農地バンク方式、リリーフ方式、リース農場方式等各産地で取り組まれている事例がございます。プラスそこに担い手がいなければできませんので、その担い手の育成に併せて取り組むという形を進めているところでございますけれども、なかなかこれという決め手がございませんが、今年もモデル的な事業で3地区県内でも取り組んでいただいております。加えて、前回御指摘の中で県外の取り組み状況はどのようなものか。みかん産地も含めまして調査させていただきました。

各県とも頭を悩ませておりましたが、1例として和歌山県の事例ですが、樹園地継承の取り組みの中で、みかん産地では協力金という形で出ushi手に対して支援をするということで、農地の流動化を促しているような事例がありました。これを長野県に当てはめるということは難しいところがありますが、各県とも悩んでいる状況は把握できましたので、それぞれの各県の状況、県内のモデル事例を他の地域に伸ばしていく方策を検討していきたいと思っております。

【茂木会長】

なかなか、難しい問題で事例もたくさん準備されていないという状況のようですが、全国的には様々な事例があると思いますので、もう一度丹念にそういう実態を調べていただければと思います。具体的には、果樹にもそれぞれ品目によって相違があると思いますが、信州は、ぶどう関係では有数の王国になりつつあります。そういう中で山梨に原料供給するというようなところまで産地形成も進んでいるということもあります。色々さらに事例を集めていけば、十分様々な本県の果樹栽培の事業経営者の中に活用できる情報がたくさんあるのではないかと。

特に農地間だけではなくて、成功しているところは6次産業化で成功しているところが多いと思います。御当地でいえばサンクゼールさんの具体的な名前を挙げればそうなるでしょうし、同様の事例は金沢でもございますし、6次産業化まで少し視野を広げる形で事例を見ていただくと契約あるいは、直接企業的経営をされるという事例も発見されるのではないかとお思いますので、引き続き御検討をお願いいたします。

そういうことで品目は変わりますが、野菜の世界では、全国に名前をとどろかせておりますトップバーの嶋崎委員からの前回の御発言がございましたし、今回またこういう形で中間報告が出ましたので御意見等いかがでしょうか。

【嶋崎委員】

資料は一通り見させていただいたので、全体をみて今の小山委員の果樹に対して野菜なのですが、今言ったように中間管理機構の活躍を期待しております。

今の報告ですと貸し手と借り手のバランスなのですが、実際、香川県に聞いてみますと、借りてと貸し手のバランスが10倍違う。前日香川県の中間管理機構に聞きましたら貸し手に対して借り手が10倍いるそうです。これは県によって、地域によって違います。先ほど11,000haに対してさらに貸し手がプラスになるであろうということになれば、地域によって長野県も広いから、できれば県として早めにこの地区別、市町村別に貸し手、借り手の仮でも予測でもよいのでデータを出してもらいたい。

今回、20ページの生産額の3,000億円の中で小山委員は果実を言われたのですが、果実は夫婦で2haが限界でそれ以上は云々という話がございます。長野県は果樹、野菜の県ですが、これは天候をみても、先ほど太田委員のほうからはくさいの話もありましたが、今年も野菜の暴騰が進んでおります。先ほど各地域からの意見書、資料の23ページにも水稻から野菜に転作したときに大暴落したらどうなると書いてあります。これは補助事業がありますが、県として5年計画で、果樹は大規模化ができませんが、中間管理機構の貸し手、借り手の感覚から、田んぼから野菜作りへの推進を進めていくのもひとつではないか。

なぜかというところガソリンの暴騰によって夏場北海道からの輸送が厳しくなるのが益々見えている。そうすると今まで北海道の鹿追町からキャベツを作って送っていたのが単価が安いと送ってこない。そうすると、今後長野県は消費地に近い200キロ圏内ということでみると、米の遊休農地、優良な農地でありながら規模拡大できるのは野菜がメインです。

諸事情がありますが、できれば県としては技術も含めた中で米作りから野菜作りに転換して、野菜作りはやり方によっては規模拡大が数ヘクタールどんどんできます。雇用の問題もでてくるので、野菜を今までと違った意味での基幹産業として是非県としてがんばっていただきたい。

また、信毎でも出ていましたが「風さやか」というお米ですね。今、日本中がお米で苦しんでいる。今年は大変なことになりそうなのですが、長野県のお米というのは私が見る限りでは特別にすばらしい県ですばらしいお米だと思っています。しかし山形の「つや姫」や北海道の「ゆめぴりか」みたいにブランド化されていないために、せっかくおいしい物でも売れないということ。是非輸出もメイドイン長野でなく、メイドインジャパンにしるといわれているように、長野県の米をせっかくやるのであれば「風さやか」を何らかの施策をもってブランド化していくということを県に考えていただいて。時間が費やしても良いので、おいしいお米を認知してもらおう。私が思う米から野菜に対する支援と、「風さやか」の育成ということをおっしゃっていただきたいということです。

【茂木会長】

ありがとうございました。米の生産振興まで御提言いただきましたが、「風さやか」のブランド化についてはいかがでしょうか。県としては具体的な何かないのでしょうか。

【農業技術課長 北原】

「風さやか」の件を先に御説明させていただきます。実は次の項目で「風さやか」の生産振興につきましての記述をさせていただいておりますが、実際の栽培が始まったのは一昨年からです。昨年は180haが本年は700haに近づくのではと思っております。やっとブランド化、生産振興につきましても、私どもも、今年から国のお金等も活用しながら「風さやか」の認知度向上、ブランド化に向けての生産者、流通業者、行政一緒になりながらブランディングの中でどういうポジションにおいて振興していくのかということにつきまして、本年度から始めさせていただいております。

ただ、あまり時間をかけますと、それぞれの思惑のなかで長野県の統一的なブランディングができなくなるリスクがありますので、嶋崎委員さん御指摘のとおり早目にそのあたり県としての考え方をまとめながら「風さやか」の生産振興を図ってまいりたい。

私ども久々に、長野県は色々なお米を品種開発しておりますが、高冷地に向いたお米という中でロットが中々でない。そういうことの中で評価されてこず、コシヒカリの偏重というものが生じておりますので、「風さやか」をしっかりと県のオリジナル品種としてブランディングを進めたいと考えております。細かい内容につきましては後ほどの項目で御説明させていただきます。

【茂木会長】

1については、農地利用集積の促進という項目ですが、当然この議論は他の項目にも関連してくると思しますので、その時々々に御発言をいただければと思います。一応議事進行上10分ほど休憩をとるという指示がございますので、この辺で休憩といたします。

(休 憩)

(再 開)

【茂木会長】

それではそろそろ、検討項目2つ目。

【農村振興課長 上杉】

1点確認をお願いいたします。先ほど小山委員から果樹の集積、集約は非常に難しいというお話がありました。県では、果樹についても出し手の側は結構高齢化したなかでいるのではと考えております。受け手側の話になりますが、ひとつは新規就農者で新たな担い手を確保する。そのほかに集約化の面でなかなか現状の規模の家族経営における規模拡大というのは非常に難しいというのはあるかもしれません。新たな省力技術を使った栽培、一部雇用を含めた形で規模拡大ということも考えられるのではないかと。品目によってりんごとぶどうと違うということがあるか

もしも、ひとつ小山委員に確認としてそのへんを整理しますと、受け手側の問題と理解してよろしいでしょうか。

【小山委員】

今お話があったのですが、果樹の場合、皆様方にも御案内のとおり下の農地はもちろん財産ですが、上の果樹、もちろん木があります。何十年もたっている。それも大きな財産です。二つの財産が果樹にはあるのです。出し手が今地元で見ていると、出し手の果樹農地というのは良い果樹園であれば皆さん手を挙げます。けれども今大半の出し手というのは、地上部分の財産は疲弊していて大変な状態です。すぐ切らなければ、薬剤費にもならないというところが全般的に多いのが事実です。

集積は確かに必要なのですが、山形、青森でも10haでやっているりんご栽培者も結構多くいます。しかし、10haやっている方々は、販売面で相当色々な努力をされていて違う流通をしているわけです。流通を伴わないと、いくら集積をしてもなかなか厳しいところもある訳です。5ha、10ha可能かもしれませんが、現状のような高品質を望んでJAに出荷をして、それで営農を継続するといっても厳しいと思います。どの農業経営をするにしても。

だからやはりたとえば青森県でやっている10haりんご栽培をやっている方を見ると、収穫は全部手でしないで、竿で落としてしまうという方もいるのです。それで、全部加工にまわしていく。それで経営を成り立たせているという人たちもいるのです。だから、そういうことをやればまた別だと思うのですが、必ず販売とセットで考えないとなかなか果樹の場合の5ha、10ha規模に集積してやっていくということは、難儀ではないかという感じはします。

今の高品質生産を維持しながら面積を集積していくということは、どういう方向でやっていくかは今の農協を含めた販売体制を再見直しして、多少レベルを落としても面積維持のほうに向いていくか。そういうことを考えていかないと、高品質のみを追っていたのでは中々面積集積は果樹の場合には不可能ではと思います。葉摘みしなくてもよい、全部葉採らずりんごでいく、そうすると半端な形がいっぱいあっても、そういうりんごで良いということになれば、5haでも10haでも私は「ふじ」なら「ふじ」でできると思うのです。だけど全部葉摘みをしなくてはならないとなると、今の販売体制ならば到底朝から夕方まで、人を介してやっても不可能です。今のぶどうの形も握り房にしろといったって、2ha、3haを握り房にすることは難しい。そういうことがやはり、県でも考えていただければ面積集積が可能だと思います。そんな感じがいたします。

【農村振興課長 上杉】

ありがとうございました。

【茂木会長】

多様なやり方があるということで、それから中間管理機構の需給状況についても情報の確認、そのマッチングが重要だという御指摘をいただいておりますので、その点も併せて事務局のほ

うで考えていただければと思います。では、2の米や地域振興作物等の生産振興ということで次の項目に参りたいと思います。説明をお願いいたします。

【農業技術課長 北原】

それでは、米や地域振興作物等への生産振興の見直し等につきまして農業技術課の方からご説明させていただきます。

資料2の3ページをお願いいたします。併せまして振興計画本冊の29ページ、30ページをお願いいたします。

消費者や流通の変化を的確に捉えた農畜産物の生産振興の中の、土地利用型作物の部分でございます。状況の変化ですが、左の上段でございますように、6月の審議会で御説明したとおり国は米政策の見直し、経営所得安定対策の見直し、また水田フル活用の推進、この3つの柱でここに記載の内容を今年度から進めているところでございます。

こうした国の見直しですとか、厳しさを増す米の需給状況に的確に対応するためには、稲作経営体において更なる経営規模の拡大、生産コストの低減技術の導入、さらには作物の多角化等の取り組みを進めることにより経営安定を図ることが求められているという状況でございます。

この中で今回経営見直しの方向といたしまして、新たに加える視点として記載の5点を柱として追加をさせていただきたいと考えております。この5点につきましては、具体的には右側の上段「計画の見直しの概要」、追記する事項に書いてございますが、本冊の中にもあります、経営の規模拡大と安定化支援の中で、本冊29ページの下段に黒丸が二つございますけれども、ここに記載の2項目に加えまして、先ほどの5点の柱の中の内容を追加させていただきたいと考えております。

1つといたしましては、主食用米の消費量が減少する中で、平成30年を目途とした国の米の需給調整手法の見直し、これは従来の制度を大きく見直すものでございます。こういう中で需給調整が十分に機能しなかった場合は、供給過剰による米価の下落が懸念されるということで、本県の水田農業経営を安定的に維持発展させていくため、低コスト生産が可能な水稻作付面積5ha以上の担い手経営体の増加を図り、面積シェアを現在の29%から29年度には34%まで引き上げるという内容でございます。

2つ目は、水田農業経営における経営力強化と所得向上を図るということの中で、取り組む経営モデルを複数策定いたしまして、加工・業務用野菜など収益性の高い園芸作物の導入を積極的に進めるということでございます。

策定いたします経営モデルの中には加工・業務用野菜を組み入れた中での経営モデルも合わせてお示しをしていくという内容でございます。

3つ目は、ICT技術、情報通信技術の活用等によりまして水田経営における効率的な作業体系の確立や適正な労務管理等を進め、徹底した低コスト化と収益性の向上を図るということでございます。

なかなか水田農業、特に米・麦・大豆につきましては、ある程度の機械化が進んでいる中でさらに一層のコスト低減となりますと、こういう新しい開発されている技術の活用を農家レベルまで導入するということが重要と考えております。

4つ目は、既存品種との作期分散が可能で価格競争力の高い「風さやか」を積極的に活用し、稲作経営体の経営力強化を図るということでございます。

「風さやか」につきましては、1つには、夏場の高温時期を避けた開花、登熟ということの中で、現在問題となっております高温障害の発生を回避できる。さらに、試験場の試験成績の中でコシヒカリに対しまして約1割程度の収量増が望める品種である。食味につきましてもコシヒカリと違う、コシヒカリは粘り偏重でございますが、それとは違うあっさり感のある、食味の違う品種という特徴であります「風さやか」の積極的活用を進めていきたいと考えております。

5つ目は、中山間地域等の条件不利地域につきましては、集落営農の推進、付加価値の高い米づくり、さらには地域に適した園芸作物の導入を推進していくということでございます。

これらの取り組みにおきまして米価の多少の低下に耐えられる、さらには経営として成り立つ水田農業を進めていきたいという中で、前回の審議会の中で武田委員さんから御指摘のありました、水田農業経営の適正規模の指標ですとか低コスト化、更には嶋崎委員さんからの野菜と園芸作物への転作、これらの御提言に対しても取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

なお、本冊の30ページ以降には消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産等を記載してございまして、この内容につきましても、内容的には同様の中で引き続き施策の強化を図っていききたいと考えております。

達成指標の見直しですが、本冊の29ページに環境にやさしい米作りの面積、県オリジナル品種の普及面積の達成指標がございまして、今回米の部分につきまして「風さやか」の29年度目標面積を現行計画の800haから約1.5倍の1,260haまで引き上げさせていただきたいと考えております。具体的には先ほどの見直しの記述にありました既存品種の作期分散が可能であり、価格競争に強いということの中で、キヌヒカリからの全面積、800haに加えて、温暖化によります高温障害の影響がでておりますコシヒカリの作付面積のうちの約半分を29年度までには「風さやか」に転換していききたいということで、このような計画とさせていただきました。説明につきましては以上でございます。

【茂木会長】

ありがとうございました。第1回目の時にも問題提起をいただきました大規模稲作経営を実践されております武田委員いかがでしょうか。

【武田委員】

今、嶋崎委員さんのほうからも出たように米が今年は大暴落で、過去の値段から言えば半値になった。今関東で売られているもので、60キログラムが7,000円台。過去14,000円くらいでど

んどんと、どこが底値なのかという現状でありますので、所得補償方式も、戸別補償も半値になり、大規模経営ほど大打撃である。たとえば100町歩やっていたら2,000円違えば、2,000万から3,000万今年でマイナスになっている。

私が思うには地域で大規模化をしてきていて色々な乾燥施設ですとか、トラクターとか色々ある程度の形態が揃ってきているのですが、ここの米の相場が5年後にはフリーになるということで、どうになってしまうのか先行きが見えない中で中間管理機構を使って拡大しなさいとは、とてもでないができない。逆行している。地域には小さな方もいらっしゃるが、兼業の方のほうが生き延びられるけれども、大規模経営が困窮して、まごまごすると離農しなければならないという感じを現場ではすごく持っています。

そういう中で、地域を見るときには法人なり営農集団に対する、すぐ助成とってはいけないのですが何らかの、今ある、集積したものを守っていけるための施策をぜひとも早急にやっていただかないと、今年終わって見たら、来年もこういった価格になったとするととてもではないが経営は続けていけないと思う。

今年の底値が宮崎の早場米から10,000円を切る。新潟が過去最低の12,000円である。こういうことで、一流のところはそういう値段ですから、長野県も2流、3流とは言いませんが、とても10,000円を堅持できない米価になっていくと、米離れをして、私は野菜なりをやる。その中で大切なことは、水田は水を保つために耕盤があるわけです。耕盤破壊をして野菜を作っていくことになるが、地域では水田で貸したのに俺の田んぼを耕盤破壊して、もし、返してくれといったときに水田に戻せるのか。私たちより古い世代の人たちは、米に対する思いは熱いですから、貸した水田が破壊されるといったらおかしいですが、水田ではないものになると、それで良いという人もいますが、先祖からの田んぼを耕盤破壊して水持ちの悪い田にされてしまう。どうやって直して返してくれるんだらうというのも地域には問題であるので、この辺をどのようにしたら畑から水田にもどせるのであろうかということも必要ですし、耕盤破壊を合理的にできる技術、先日北海道でどこかでよい機械が、暗渠（あんきょ）ができる、排水ができるというものもできたので、ここらへんを水田から野菜生産にもって行くためにどういうことが必要で、どういう技術指導なりどういうものが重要かということを見極めていかないと、農村が米偏重で来た中で将来がないというふうを考えているわけです。

また、一番私がやっているなかで思うことは、規模拡大していく中で、一人5haやっていて、それ以上になってくるとオペレーターなのです。私たちに言わせると、土建業にいらっやっって重機を動かしていたから、トラクターの操作がうまいのであろうと思っていたらそういう方はだめで、若い人たちの中でもセンサーがついていてコンピューターもついているから、任せておいても大丈夫であると思ったら、石があたっても手であげなくて、機械を壊して50万、60万となってしまう。

良いオペレーターの育成が、講習会というかこういうふうにして、ああいうふうにしてという、私たちがそうですが、教習所のように横に乗ってああしろ、こうしろという面倒見切れなところがある。自分の子弟ならば、こうだよ、ああだよと小さいときからあるのですが、突然成人に

なってやってきたとき、なかなか良いオペレーターが育たない。機械の操作で水田の土を平らにできるとか、畦塗りも破壊しないとか。効率的な農業ができるというのは優秀なオペレーター育成がかなり重要ではないかと思っております。人が重要なところを占めているのではないかと、日々思っていることです。

【茂木会長】

ありがとうございました。大変有意義な御指摘です。オペレーターの実習を研修プログラムに組み込まなくてはならない、重要な御提言であるとおもいます。田畑、技術的な状況、その基盤がどうだというような整理も非常に重要であるという御指摘をいただきました。中山間地で稲作をされております濱委員もいらっしゃるので、一言頂戴できますでしょうか。

【濱委員】

すみません、規模があまりに違うお話を伺いました。確かにオペレーターの育成というものはすごく納得いきました。小さな田んぼでもそうですが、ずっと祖父の時代から受け継いだ技術をもって、主人はそれを忘れないようにと行って機械化が進んだ田んぼのはじめでも畦塗りをまだまだ毎年ずっと忘れないようにやっているというくらいに、やはり機械で起こすとんでも、水持ちの良い田んぼにしたり、深さであったり、今言われたように機械を壊すような乱暴な起こし方とか、ものすごく気を使ってやっています。ですので、今のお言葉は本当によく分かります。

建設業のほうから職を変えられる方もいらっしゃるのですが、良いお米を作る一番の基はよい土をつくる、よい田んぼをつくるということだと思いますので、その部分は本当に共感いたしました。

【茂木会長】

ありがとうございました。事務局から何か。これに関連したことがありますでしょうか。

【農業技術課長 北原】

最初にオペレーターのお話がありましたが、非常にこれから規模拡大、法人化をしていく中でも集落営農を進めていく中でも、肝になる部分かと認識しておりますので、改めて十分な検討を進めていきたいと考えております。

それと並行いたしまして見直しの中でも、2つ目3つ目にございますように、さらに規模拡大を進めるためには、オペレーターそのものがやはり特殊技能でなければいけないというような状況ではなかなか雇用なり規模拡大の部分が進みませんので、ある程度マニュアル化、更には新しく入った方、女性でも使いやすいというようなそういう機械や技術開発、そういうものについても将来に向けてしっかりと今から検討を進める必要があると認識しております。

それから、米価のお話がありました。今年は非常に厳しい年かと思えます。米の全体の需要量が年間トレンドでいくと8万トンずつ減る中で、これから米価の安定と、米を中心にして経営を

成り立たせるといふ農業者をきちっと確保していくといふことは、農地の維持にも、国民の食量の安定確保のためにもきちっとやっつけていかなくてはいけない基本であると考えております。そういうことの中で主食以外の米も含め、その中で所得確保のための業務用野菜、そういう軽減作物も複合経営するといふことの中で所得確保のできる、先ほど申しました経営モデルをお示しながら、実践的な先導モデルといふものを地域の中で設けながら私ども進めていきたいと考えておりますし、長野県の条件の違う米作りの中で、それぞれの地域、地域によって米作りの目指す方向なり、農業者の考え方もそれぞれ違いますので、そのあたりは地域細かくこれから私ども再生協議会と一緒にしてお話をききながらその地域ごとの方向性といふものも定めていただくような取組も併せて進めていきたいと思っております。

【茂木会長】

米については一瞬「風さやか」で、さわやかな議論になりそうだと思いきや、マクロベースでは右肩下がりの典型的な作物でございますので、そういうマクロベースの傾向を抑えながら、マクロベースの各種個別の対応が必要だといふことで、これについてはさらにきめ細かな対策。あるいは先程来御指摘のございます、ある意味では大胆に対応すれば米からの脱却、米に代わり得るような形での、昔の言葉でいうと複合といふのでしょうか。畜産ではありませんが畑作、あるいはそれに関連した新しい経営形態を目指して、いくつかのモデル開発をお示しいただきたいということです。とりあえず他にこの件についての御議論でございますでしょうか。

続いて3に進ませていただきます。3. 地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動の推進でございます。説明をお願いします。

【農地整備課長 赤羽】

それでは資料2の4ページをお願いいたします。それでは、3行目でございます「農山村の多面的機能の維持と環境保全」といふことで、振興計画本冊のほうでは96ページ、97ページになりますので、併せて御覧いただければと思います。

一番上の枠、状況の変化・国の新たな施策ですが、6月の審議会でも御説明させていただきました。国は今回の農政改革で地域政策として、日本型地域支払制度を創設し、これまでの農地・水保全管理支払事業を多面的機能支払事業に見直しました。多面的機能の適切な発揮のために地域の共同活動を上げていくとしておりまして、平成26年度は、全国の農振農用地、426万haのうちの250万ha約60%くらいですがそれを想定して予算計上しております。

4番目、本年の6月13日「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立し、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援を1本の法律で位置付けまして平成27年4月より施行する予定としております。

次、2つ目の枠、計画見直しの方向ですが、一つ目が多面的機能支払を維持、発揮するための活動を支援することによりまして、今後担い手へ集中されることが予想される、水路・農道等の維持管理作業を地域ぐるみで支える体制を目指します。

2つ目に、多面的機能支払事業は農業者のみでも活動は支援対象となりますので、使い勝手の良い制度に見直されました。市町村と連携を図りながら、事業制度の啓発周知を積極的に行い、特に取り組みの低調な畑地帯に重点的に推進し、取り組みの拡大を図りたいと思います。

3つ目、中山間地域農業直接支払い、事業制度の基本的な枠組み本年度見直される予定ですが、基本的に今までと同じように維持される見込みですので、現行の推進を継続したいと思います。これらのことを踏まえまして、事業主体となる市町村の意向を反映しまして達成指標の見直しを行います。

なお、法制化によりまして3つの事業が1本の法律で位置付けられます。今後市町村の促進計画というものを立てることになります。そこに、3つの事業の目標が載ることになりますけれども、3番目の環境保全型農業の直接支払いにつきましては多面的機能支払、機能の維持発揮とは直接的な目標が異なりますので、これにつきましては別途目標に位置づけるということで本項目から除いております。

その下の、一番下の枠です。達成指標ですが一番左側の列、目標指標の名称について。現行では「地域ぐるみで取り組む農地・水環境の保全活動」としておりましたが、今回事業制度の創設の主旨を踏まえまして、「地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積」へ見直したいと思います。

真ん中の列。平成29年度の目標値ですが、現行の25,000haを見直しまして、50,000haとしました。設定の考え方ですが、多面的機能支払事業および中山間直接支払事業の推進によりまして、長野県の農振農用地面積の約2分の1の取り組みを目指すことといたしました。

一番下の段になりますが、新たな指標の設定根拠。今回平成29年度の目標設定にあたり、この7月の下旬に全市町村へ意向調査を行いまして、その面積を集計してそれを基に県で目標値を定めております。

県全体では農振農用地面積、約105,000haに対しまして、その2分の1にあたる50,000haとしております。地目別で見ますと水田では本県の水田面積約54,000haに対しまして、約3分の2にあたる35,000ha。畑では本県の畑地面積46,000haに対しまして約3分の1にあたります15,000haとなります。

また、事業別の内訳ですが、多面的支払事業、平成25年度から約28,000ha増加の42,700ha。中山間直接支払事業は現行の目標を維持しまして10,000haとさせていただきたいと思います。

次に、ページの右側。計画の見直しの概要ですが「農地や農業用水路等の保全管理の推進」ということで、ここで記載の2つの内容を追加させていただきたいと思います。

ひとつは取組が進んでいない地域における活動組織の立ち上げや、体制作りの支援について。もうひとつは、取り組みが低調な畑地帯の取組拡大について記載して目標達成について取り組んでいきたいと思います。

最後に図でございまして、農地における取り組み名称の一つを多面的機能支払の取り組みに変更ということで、名称だけ変えさせていただきました。後の内容は同じでございます。説明は以上です。よろしくお願いたします。

【茂木会長】

ありがとうございました。目標数値が一举に倍というのはなかなか大胆な感じの数字ですが、この中に重複を含むという注意書きがございますが、この重複というのはそんなに大げさに考えなくてよろしいのですか。

【農地整備課長 赤羽】

この重複については下から6行目、50,000haは外周面積であり量事業の重複を2,700ha程度見込むとあります。中山間地域直接支払いと多面的機能支払事業、両方の事業を一緒にやるということは可能でして、2,700ha取り組んでおりますが、なかなか事務が複雑になるということで、できるのですがそんなに広がっていないということで認識いただきたいと思います。

【茂木会長】

ということは、目標設定は実設定よりも重複した延べ数ということで。

【農地整備課長 赤羽】

重複の外周の延べ数です。

【茂木会長】

ありがとうございました。いかがでしょうか。土地改良連合会の秦委員がいらっしゃいますが。

【秦委員】

今茂木会長からお言葉がありましたが、大変大胆な数字で目標設定をしていただいたということですが、推進に向けて是非御尽力をお願いいたします。その中で1、2点お願いしたいと思いますが、畑地帯が低調であるということで、今回畑地灌漑設備を有する畑地帯に対し、事業の活用方法について丁寧な説明を行い取り組みの拡大を図るというふうになっております。

畑地帯というのが、従来の農地・水の中で地域住民を巻き込んだ活動ということで、なかなか水路そのものがパイプラインという、地下に入っていて目に見えない形になっている。非常に取り組みづらい部分もあったのではないかと。これが今回農業者のみの活動も支援対象になったということで、畑地灌漑施設を有する畑地帯に対して確かな取り組みをお願いしたいと思います。

ちなみに現在、県全体で畑地灌漑施設を有する部分というのは何ヘクタールぐらいあるのか参考までに教えていただきたい。これが1点目。

もうひとつ、この項目と直接関係ないのですが本冊の52ページ。この中に農業水利施設等維持補修と長寿命化対策、4つ目の項目に末端の農業水利施設等の維持管理については農地・水保全管理支払事業の共同活動を支援するなど、とこの部分もありますのでこの部分も見直しも必要になってくるのではと思いますので、御検討をお願いいたします。

もう1点、前々から言われておりますし、今回も地域部会からいくつかでありますが、市町村あるいは活動組織の事務が大変だと言われております。また、特に今回法制化によりまして市町村のほうに来年から事務が相当量移ると思いますが、それに対しまして事務がうまく行っているような事例だとか推奨できるような事例、こういったもののPRにつきましても、是非御検討をお願いしたいと思っております。

【茂木会長】

ありがとうございます。事務局いかがですか。

【農地整備課長 赤羽】

まず、茂木先生から大胆な数字と評価をいただきましたが、実は平成22年度まで、私ども多面的支払の前の農地・水というものに取り組んでおりまして、それにつきましては先ほど秦委員さんのおっしゃられたように、農業者以外の方も一緒にやりなさいというのが条件でございました。

多面的機能支払事業になりまして、その中で一番簡単な農地支払については今までの農業者の方だけでやっていた取組だけでも良いという形で、ずいぶん取り組みやすくなったという点がございます。いわゆる環境保全、修復をしましょうというのは今までどおり農業者以外の方も一緒にやりましょうとなっておりますが、農地を維持するための簡単な草取りだとか泥上というのは農業者だけでも良いという形になりましたので、その結果平成26年度、本年度からスタートしておりますが、既にその数字が農地維持は25,000haまで広がっております。今までが14,000くらいだったのが25,000まで、もうそこまで面積が拡大されておりますのでこれは今後のトレンドとか、市町村の意向を踏まえますと50,000haというのは、大胆な数字と言っていただくのはうれしいのですが、確実な数字というふうに考えております。

御質問の1点目。畑地帯の取組ですが、地域ぐるみで取り組む活動というのは日本のいわゆる水田地帯は昔から農業用水で繋がっておりますので、初めて水をもってくるときには皆で堰さらいをしたり、草刈をしたりということでそういった活動は水田地帯ではあるのですが、畑地帯では、水がないところではある面では一匹狼、自分でその田畑をやれば作業として完結して収穫までたどり着く。ただ、畑地灌漑施設というものが一つあると、水をいつ出水するかとか、バルブが壊れたら皆が使えなくなるとか問題があるので、私どもは畑地灌漑施設に着目して畑地帯での取組を拡大していきたいと考えております。

御質問ですが、畑地灌漑の長野県の面積は14,543haが25年度の実績になります。29年度には約15,000haということで、そのくらいの数字は確実に畑地灌漑施設としてはあるということで、そちらの方への普及活動を広げて行きたいと考えております。

2番目の御質問。農業水利施設の末端の取組ですが、今回の多面的機能支払事業の中には、農地維持支払ともうひとつ資源向上支払という中で、長寿命化という取組がございまして、みんなで水路の補修であるとか、入れ替えをしたりとかの作業がございまして、末端の水利施設につつま

しては、なかなか、国、県、市町村の補助事業で直すのは難しいという現状がございまして、私も是非この事業を使ってもらって末端の農業水利施設、我々は毛細血管という話をしておりますが、水路網の中の毛細血管の部分ぜひこの多面的機能支払事業をうまく使ってもらって、長野県の水路網をこの事業で担ってもらいたいという意向がございまして。これをもって計画を見直すというところまで、まだ、たどり着いておりませんが、参考にして考えていきたいと思っております。

それから、事務が大変であるということはずいぶん言われます。農家の方が色々な作業をして、日報をつけたり、写真を出したりというお金をもらうためにはある程度証拠を出してほしいという部分と、こんな面倒くさいことはいやだという部分があります。ある程度国のほうもそういった要望を受けて、いわゆる協定だとか要綱だとかの雛形をつくってずいぶん簡素化してきておりますし、帳簿もマニュアルでここに入ればよいとか、写真も基本的にいらぬくらいまで省力化されてきておりますが、末端の事務の書類上の事務は大変だと思います。

ただ歳をとってしまつて俺はもうやるのが嫌だという方には、委託をすることができる形になっております。ひとつの例ですと、駒ヶ根の太田切の土地改良区というところは、いくつかの集落の事務を土地改良区の事務の方が請負って、土地改良区のお金とは別に委託を受けてやるという例がございまして。

市町村の事務が結構大変であったという話も聞きます。これにつきましても、国でも、来年から協議会ルートではなく、市町村ルートにお金が行くということで、市町村ルートの方がかなり大変であるということです。基本的に市町村の皆様は自分の仕事が増えるということに、今でも忙しいところにもっとということに対して、かなり心配されております。これについては、国の方でも人件費、人を雇えるような、推進事業費という形を考えまして、市町村の事務職員の方ではなく、もうひとつ先に雇用してその人たちにやってもらい、市町村の人たちがその方たちをコントロールするというそんな仕組みができております。

私たちがこれから説明会でお話しするモデル例としまして、飯島町は臨時で事務職員の方と技術職員の方を2人雇って市町村事務の軽減を図っているという事例がございまして、そういったものを紹介して、なるべく取り組みやすくしていきたいと考えております。

【茂木会長】

ありがとうございました。実際取り組みを始めると事務部門がネックになると、進まないという、実績があがらないという事例が多々あるようですが、国が本質的な問題としてそういった政策を立案し実行しているということでございまして。いっそう声を大きく事務部門については御指摘いただきながら、具体的には、より簡素化ということではと思います。ありがとうございました。

他何かありますか。それでは次の項目にいきますがよろしいでしょうか。

少し性格が変わるような気がするのですが、輸出促進です。「農産物等の輸出促進」について御説明をお願いいたします。

【農産物マーケティング室長 中島】

本冊の方で輸出に係わるどころ、振興計画の62ページから記載がございます。マーケット需要の把握による戦略的な生産・販売拡大と輸出促進、ここに係わる部分でございます。輸出に係わる施策は63ページの中ほどに記載がございますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

それでは資料の5ページで説明させていただきたいと思っております。最初に輸出を取り巻く状況の変化です。1番にございますが、国は農林水産業を成長産業にするということで、その1つの戦略として昨年8月に国別品目別輸出戦略を策定いたしました。その戦略によって農産物、食品の輸出額を現状の4,500億を32年までに1兆円にするという目標を掲げたところでございます。

また、12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」のひとつの柱として、輸出の促進というものが示されたところです。3番に記載してございますように、長野県におきましては今年の2月に輸出に意欲的な農業者、生産者団体、農産物流通事業者、商社、こういった方々と行政が一体となって継続的な商業ベースの輸出を促進しようということで、「長野県農産物等輸出事業者協議会」を設立された状況です。

こういった状況の変化を受けまして、その次に記載してあります今後の輸出促進の計画の見直しの方向ということですが、1つ目は、これまで本県独自の輸出の取組に対しまして、国ではオールジャパンの輸出を促進するというので、このオールジャパンの輸出に対応していくということ。

2つ目は、農産物だけでなく6次産業化等によって開発された加工食品についても輸出拡大について取り組んでいきたいということです。

3つ目は、現行の計画では輸出についての達成指標を設定してありませんので、このような状況変化を踏まえて、新たに農産物等の輸出額の目標金額を設定していきたいということでございます。その下に達成指標として記載してありますが、農産物及び6次産業化産品としての加工食品の輸出額、この2つを合わせて現状1億2,190万円これを29年には現状の4倍の5億円に拡大していきたいという目標を掲げさせていただいております。

その下に算定根拠を書いておりますが、最初の果実でございます。国の輸出目標額がありますが、それをベースに長野県の国内のシェア、こういったものと今後の可能性を勘案して算出させていただきました。具体的には国では青果物の輸出額を、現状79億円ほどですが、県の目標年にはずれませんが、32年には3倍の250億円にするという目標が設定されております。この目標値から国の平成29年度の青果物の輸出額を推計いたしました。トレンドからいきますと190億ということでございまして、さらに果実について品目ごとの輸出量をそれに基づいて推定をして、それについて長野県の出荷額、そのシェアをもって輸出の額を担っていきたいという意味で、県内のお荷量シェアを乗じて設定しました。

それぞれ4品目書いてありますが、当初りんごにつきましては本県の果実の主力品目ということで、ただ今申し上げた方法ではなく現状の10倍720トン1億3,000万円。こういった前向きと申しますが、意欲的な数値を設定させていただきました。

以降の梨、桃、ぶどうについては、ただいま申し上げた算出方法で、梨については現状4倍の170トン4,000万円、桃が2倍の160トン4,000万円、ぶどうについては現状の4倍の120トン5,600万円ということで設定させていただきました。

野菜につきましては、レタス等の輸出を積極的に行っております川上村の計画を踏まえまして、年10%増加を見込んで現状の1.5倍の2,000万円という目標でございます。

花については、輸出に意欲的な産地の意向を踏まえまして現状の3倍、1,500万円という目標です。

次のきのこは、大手きのこ産業が現地、台湾、マレーシア等ですが、そこで現地生産を強化しているということで、現状維持という数値を設定いたしました。

米については、米政策の見直しですとか、需給状況が厳しいという状況を踏まえまして、積極的に海外に輸出をしていくということで、現状の10倍の840トン、1億2,000万円という目標です。

それから加工食品、これは6次産業化された加工食品ですが、保存性の高い食品を主体に積極的に取り組むとして、10倍の5,000万円と設定させていただきました。

ただいま申し上げたもの全て合わせて29年度には5億円の輸出額を達成していきたいということで、掲げさせていただきました。

右のほうに記載しているのは、今後追記する事項ということで整理させていただいております。

まず1つは、先ほど申しましたとおり輸出に意欲的な方々と行政で組織する協議会が設立されましたので、この協議会が中心となって継続的な商業ベースの輸出を促進する。

2つ目は、オールジャパンの輸出を促進する組織に積極的に参加をして他県産地と連携した輸出に取り組む。特にりんごについては中間層向けの輸出を視野に取り組んでいきたいということ。

3つ目、6次産業化により開発された加工食品を輸出拡大するということで、現地の嗜好にあった商品開発の支援をする。

この3項目を追記したいと考えております。説明は以上です。

【茂木会長】

ありがとうございました。これもまた大胆な現状の4倍という数字。しかもかなり短期ですね。具体的な裏づけもないわけではないということで、輸出促進協議会を作ったということですが、堀会長がいらっしゃるの、堀委員からコメントをいただければ。

【堀委員】

輸出協議会会長ということで仰せつかって今やっております。この計画に対してあまり異論はございません。ただ、慎重に取り組んでいくべきであろうと思っております。

一つには当社が10年位前には長野県の輸出金額が半分くらいでした。それが農薬問題1回で、その問題が出ただけでゼロになりました。そういう問題が過去あるということのを頭の中に入れてながらやっていきたい。

その時に長野県は対応できなかったのですが、青森県はリスクを背負いながらいくらか対応している。あれからずっと続いている。それを奪い返しに台湾等に行くということになると、かなりのリスクがある。まあ、可能性がないとはいえないということですので、これにつきましては県の協力を得ながら積極的に前向きに取り組んでまいりたいと考えています。

もう1点、オールジャパンということですが、同じ市場の中でも京都、東京等の市場のトップと交流をしている中で、それぞれが独自に動いている。これにつきましては、こういうふうに掲げてはありますが、実際にどのように動いているのか。オールジャパンで対応するといっても現状的には各地域ごと、県ごとに、青森ともバラバラでやっている。これに対してそれぞれの県でどういう動きがあるのか。

もう1点は、マーケットをもう少しきちんと、1、2年きちんとマーケットを調べながら対応していかなければならない。

やはり、お金の回収の問題、何かトラブルがあったときにはそっくり、多分港で破棄ということになりますと、一生産者の中ではそのリスクは背負えない金額になってくるわけです。回収の問題は、そういった問題になってくるわけです。やはりどこかと手を組みながら流通をしていかななくては、この問題は先ほど生産者が行ってどうのこうのという輸出の問題ではない。そこら辺も含めて県のほうで今後、マーケットの実情等も含めて対応等よろしく願いいたします。我々は積極的に取り組んでいきたいと思えます。

【茂木会長】

リスク管理、保険の問題、関連する業務の国内販売とは別次元の問題が多々あるという御指摘です。その研究も怠りなく進んでいきたいと思えます。

このテーマですと最も早い時期からということでもよろしいでしょうか。宮坂醸造さんがヨーロッパにいち早く清酒を持ち込まれている実績がございますが、これについていかがでしょうか。

【宮坂委員】

太田さんといっしょに「おいしい信州ふーど（風土）」に係らせていただいている宮坂でございます。今までずっとお話を伺ってきて、酒屋をやっていてここで顕著に伸びているというのは純米酒です。お米のお酒です。海外における純米酒の比率、国によっては純米酒しか入れてくれない所もあります。昨年、私どもが一番問題になったのは酒米が足りない。これが一番大きな問題でした。お酒を造りたくても酒米がない。食べるお米が半値になっているというお話ですが、酒米はどんどん値が上がっています。上がっていても酒蔵はほしいのです。輸出というテーマもそうですが、今海外の方々にとって日本食は魅力のあるもの。日本の野菜、日本の果物、魚、酒、私ども本当に海外で顕著に伸びております。

どうしても農業、農村というところばかりに目がいつているようですが、私どもの蔵には海外からのお客様が毎週のように来ます。香港に今「セラ・真澄アジア」という会社を立ち上げて、香港・マカオで日本酒が顕著に伸びております。

私ども自分の蔵のお酒だけではなく、日本中のコンセプトを同じにして輸出に力をいれている酒蔵を集めましてお酒を出荷しています。実は先週うちの息子と杜氏が香港に行ってきたのですが、どこに行っても普通に日本酒が並ぶようになっている。10年前には考えられない。日本酒を置いていても手もつけなければ、ちょっと口にすることもなかった。もともと香港の方はお酒をそんなに飲まないのですが、それでも赤ワインとかビールは出ていました。それが10年経って、普通のレストランに日本食レストランでなくても普通に日本酒が並んでいる。

今は香川県の丸亀うどんが世界的にお店を出していらっしゃいます。先日ハワイでお酒のイベントがあつていったのですが、丸亀うどんものすごい行列です。今ラーメン屋さん、うどん屋さん、おそばもこれから世界中で好まれるのではといわれている中で、輸出ということの可能性はすごくあると思います。ただ、輸出だけでなく来ていただく。海外から来ていただくことがもっとも重要だと思います。白馬にはよいお客様が海外から来て、スキー、レストランなどに入っているようです。そういう意味ではインバウンドも大事だと思います。

また、マルシェ、多分皆さんよく聞かれると思うのですが、各地域でマルシェ行われています。このマルシェをもっと、結局生産者が消費者と出会える機会。毎日ではなくてよいのです。週に1回、土曜日の午前中だけでもよいのです。具体的にいうとハワイのマーケットにもありますし、フランスのアルブという町、土曜日の午前中だけ開催している生産者が消費者とふれあう。こういう長野県のあちこちでマルシェをやるということ。こういうこともやってみても良いのではと思います。

体験型、最近のカタログは体験型のカタログをよく売っています。これは若者たちが始めたわけではなくて、海外では一般的、当たり前です。海外のスーパーマーケットやデパートに行くと必ず体験型コーナーがあります。そこにはカタログがたくさんあつて、たとえば、なかなか自分ひとりでは出かけられないような体験型、農業、つり、全部自分でそろえなくてはならないのですが、何を揃えたらよいか分からない。それを全部セットにして用意してある体験型。農業にも通じると思うのですが、私も酒米の農家さんのところに行って田植え、稲刈りもします。大吟醸の山田錦というお米、兵庫県に「お田植え」と稲刈りに行くのですが、地域の子供たちが地区の子供たちを呼んで交流するのです。おじいちゃん、お父さんがつくっている酒米を「お田植え」をしようということで、田植えをします。子供たちはきゃあきゃあ言いながらやるのです。私たちも行き始めて5年になるので、1年生だった子が5年生、6年生になるという子供たちですが、その日をとても楽しみにしている。「お田植え」をした後地区のおばさんたちがその地区の伝統料理、おこわでお弁当を作って皆に配る。そういう体験型というものがこれから好まれる。長野県内だけの問題ではなく、県外からも人を呼んでくる、世界から人を呼んでくる。ここで自分たちが作った、「お田植え」した米を食べるといふそういう行動、これがこれからの人たちがしたいということではないかと思うのです。だめだ、だめだということよりも、もう少し農政部

を越えて観光部、観光に繋がる海外とのハードルを越えて考えていくということがこれからは重要なことではないかと思えます。

【茂木会長】

ありがとうございます。輸出という言葉が物に偏重したイメージがあると思うのですが、実際には物が輸出されるだけでなく、向こうから人がやってくる。インバウンドという言葉が使われましたが、旅行業界でインバウンド、アウトバウンドという使われ方をしますが、昨年について言うと、日本のブランドを高める出来事がたくさんあった。富士山が世界遺産に登録され、12月には和食がユネスコの無形文化遺産になりました。

したがって、世界中で和食ブームが起きていて、職人が足りない。そういう中で当然和食の1アイテムであるお酒も、日本酒が売れに売れている。求められるものは本物ですので、純米酒に需要が集中していく。東京にいてデパートの売り場を見ていると、日本酒売り場が外国人観光客向けに拡充されたりしているのです。そういう意味では、産地で従来型商品を考えるのと、まったく違う新しい視線が日本の食品に注がれていることは、今の実態例が明らかなひとつのトレンドとしてあると思うのですが、そういう中でいち早く実践されてこられた宮坂委員の御発言であるので、今後農政という枠を超えてそこは是非活用していただきたいということであろうと思えます。ありがとうございました。

他に何か御意見等ありますか。よろしいでしょうか。あと、項目としてはその他、米印がついておりますが、達成目標、プレミアム牛肉、認定頭数という項目が資料に載っておりますが、お願いいたします。

(3) その他

【園芸畜産課長 本井】

それでは、資料2の6ページをお願いいたします。振興計画では41ページの関係でございます。まず、6ページですが資料の左上、状況の変化でございます。信州プレミアム牛肉の認定頭数の推移の表がございますが、上段の県内の認定頭数につきましては飼養管理技術の向上、認定農場の増加等によりまして着実に増加してまいりました。

また、下の県内の出荷分、関西市場分ですが年間900頭を見込んでおりましたがそれを上回る実績で平成25年度の実績で、平成29年度の目標の2,200頭を大きく上回る2,988頭を認定したという経過でございます。このような状況を踏まえまして、目標数値を見直すことといたしました。そこで新たな達成指標でございますが、昨年度25年度の実績、今後の動向を勘案いたしまして平成29年度の目標を3,700頭とさせていただきたいと思えます。

設定の考え方といたしましては、従来からの優秀な繁殖雌牛やET技術を活用した取り組みに加え、出荷和牛を取りまとめる登録流通業者を新たに認定することで流通拡大を図りまして、現

状の1.2倍の認定頭数を目指していきたいと思います。その設定根拠につきましては、当初計画にあります繁殖牛の遺伝的な改良、飼養管理技術の向上を引き続き進めるということで増加分を200頭見込んでおります。加えて信州プレミアム牛肉の流通を担う、登録流通業者を通じて新たな登録流通業者を加えることで増加分500頭を見込んでおります。これら2つの要因を考慮いたしまして平成29年度の目標を3,700頭とさせていただきたいと思います。

右側は、本冊42ページの肉用牛の新たに加える部分ですが、信州プレミアム牛肉の認定の前提条件であります「信州あんしん農産物生産認定農場」、これについては生産記録の記帳、衛生状況の確認などを行っており、肥育農家では多くの農家の方に参加していただいておりますが、これの更なる拡大を図るということ。

登録流通業者、生産農家に対しましては、引き続き制度のPR等を行いながら、農家と登録流通業者の連携が図れるような状況提供、相談対応を行っていきたくと考えております。以上説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

【茂木会長】

これは、要するに上方修正をするということによろしいですね。では、一応(2)の見直しについては、そういう形で前回出ました議論をかなり具体的が数値を含めて、一部裏づけについては不十分であるという点があるかもしれませんが、計画全体の見直し項目の中に具体的な形でこれを活用して生かしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【堀委員】

前回欠席させていただいたものですから、全体的な今のお話を聞いていてこのお話をマーケットから見た感じでお話をさせていただきたいと思います。

私どもの関係ですとどうしても野菜、果物となります。果物関係で言いますと全体的なマーケットは一時期過剰から今若干の不足というか、需給生産のバランスが取れてきていると思っている。形としては積極的に生産拡大をしていってもマーケットはある程度飲んでいける。ただ、先ほど言われましたとおり、天候に対してのリスクをどのように県のほうでフォローしていくか。

あと、生産拡大をどうしてもしていかなくてはならない。同じ品目のふじに偏重しているとそこに労働が掛かり過ぎるから、色々な品目を作る中で年間労働できるような体制で拡大をしていくことであろうかと思っています。果物販売におきましてはマーケットはこれから大きく拡大はしないけれども、下がっていくということはあまり考えられないということでございます。

それから野菜についてですが、年3,000億に達したとこれを見て大変うれしく思いました。これにつきましては、25年度は天候異変による急激な野菜の高値がありました。そのラッキーもあります。適正生産に向けて品目の調整してきた県の努力、これも大きいと思います。こちら辺はこれに向けてきちっと仕事をしてきた県の農政部の評価をきちんとしなければならぬと思っています。

その中で、ただ単純に確実に人口の減少はこれから進んできます。マーケットを見ておらずと、マーケットは全てが過剰の中で、安いからキャベツを2つ食べるとか、安いからレタス3つ、きゅうりを10本買うというマーケットはありません。必要なものを必要なだけ買うという方向のマーケットになってきておりますので、計画生産、計画販売、これはこの天候異変の中で大変難しいことです。難しいことですが、どこまで成しえていくか。これがきちんとお金を取る一つの方策となっていくのではと思っております。

拡大に向けては、水田等への野菜となっておりますが、私は品目拡大をしていって、相対的な売り上げを確保していく。いままでのようにレタス、はくさい、キャベツ、これは若干天候異変で足りないから、急激に他のものを増やしていく。過剰になったときには、あの時はなんであったのかという答えが必ず返ってくる。

品目拡大をしていって、マーケットは色々な野菜をたくさん食べたいという方向に動いてきておりますので、県として、農業拡大として進めていくかということがひとつのポイントとなってくると思います。

品目拡大に向けてはリスクがかなり伴います。スタートをして3年くらい。順調になるまでは生産者のリスクはかなり負担になってくる。このリスクをいかに県がフォローできるか。補助金等、色々な部分でフォローができていって、軌道に乗ってからその部分で、やってくださいという方向にいけるのか。そうでないと、急激に他の品目に代われといっても踏み出していけない。こういう状況であろうかと思えます。参考になれば、以上でございます。

【茂木会長】

ありがとうございます。大変参考になる御意見で、今回の見直し項目の中に入ってはいませんが、一部関連はしておりますが、これら吸い上げの中で県の努力も実ってきたという評価もいただきましたので、引き続いて次回以降にまた組み込んで準備をしていただきたいと思います。会議事項としてはその他ということも掲げられておりますが、特に具体的な項目があるわけではございませんが、今掘委員から指摘されたような、人口減少社会の到来が現実化してきているという中で、従来の拡大政策だけではだめだという御指摘がしばしば繰り返されて指摘されている。そういう対応を含めて委員皆様からの御意見を頂戴できればと思います。

これまでの議論全体を通じまして県議のお立場から桃井議員ご発言いただければ。

【桃井委員】

お疲れ様です。今まで説明されておまして29年度達成目標、上積み、伸びていくという数値を出していただいております。国では農業改革、農地集積等ありますが、長野県としては中山間地域、僻地が多いというなかで、どのように農家の人たちは現状維持、それ以上に乗り切るかが県の課題だと思っております。生産者がいるからこそ目標が達成できると思うので、一層農家の立場になるような施策を取り入れていただきたいと思います。以上です。

【茂木会長】

ありがとうございました。他に何かここで特別御意見いただける方いらっしゃいましたらいかがでしょうか。

【小山委員】

先日、山形県に行って、山形県庁の皆様方に農業振興の問題についてお話を伺いました。特になぜ山形に行ったかという、山形県の天童市は耕作放棄率が非常に少なく、1%位といわれていて農林大臣賞表彰された地区なのですが、なぜそのように少ないか。長野市は3割近くあるわけですが、そのくらい同じ日本の中でも差がある。

山形県はさくらんぼの一大産地なのです。なにしろ空いているところは全てさくらんぼで埋め尽くされているわけで、非常に気温変動する中では、雨除けさえすればもうお金をとったと同じなのです。だから非常に生産が安定している。雨が降ろうが、風が吹こうが、雨よけさえすれば問題ない。簡易ハウスでも雪の問題もないと、冬には一切ハウスがないという状況ですので、そういう品目を長野県でも生産安定をさせるということで、簡易的なことも考えてやっていったらどうかということ。

もうひとつ、昔はデラウェアで埋め尽くされて赤い色の産地となっていたのですが、最近はあるところ、デラウェアが廃園になっています。お金が取れないということで傾斜地が荒野化しているわけです。やはりデラからさくらんぼに移っているわけで、一大品目をどうやって長野県で作り上げていくかということも大事なわけです。

もうひとつ山形県では「つや姫」というお米に力をいれているのですが、どこに行っても「つや姫」なのです。たとえばここおいしいお茶と出ているのですが、どこの会議所に行っても「つや姫」の玄米茶が出てくるわけです。全て徹底した行政と「つや姫」の栽培振興に力をいれているという感じがするので、長野県もそうなのですが、私も地元の会議の中でお茶をだすのも止めようと。伊藤園のお茶の宣伝をしても何の意味もないので、地元のお茶、戸隠のお茶、水を宣伝しようと言っているのです。できれば今日も伊藤園のお茶の宣伝ではなく、長野県の、たとえば山形の「つや姫」のお茶が長野県にもあるとすればこういうお茶をだせば宣伝になるのでは。

道の駅に行っても「つや姫」の小さなパックが、お土産として簡単にバッグに入れられるような200グラムとか500グラムのお米があり、消費宣伝を盛んにやっている。流通もやっている。そういう面でもまだまだ山形県の厳しい立地条件ではあるけれども、組織を挙げてやっている消費宣伝販売、流通を長野県も真似をしてもよいのではと感じました。

県庁の皆さん方、暑い日でTシャツを着ていたのですが、背中全部「つや姫」のことを書いてある。それで私たちに説明してくれる。それだけの意気込みが県の中にあつたということをおの皆さんにお伝えして、山形県の取り組みも参考にさせていただければよいなあという感じがいたしました。以上です。

【茂木会長】

ありがとうございました。安曇野でボトリングしているのに、その名前がありませんものね。残念なことです。色々な取組があるということでありがとうございました。時間もまいりましたし、議事については一通りできたと思いますので、これにて会議事項、私の進行としては終わりにさせていただきます。御協力ありがとうございました。

4. その他

【農業政策課企画幹 奥原】

茂木会長ありがとうございました。それでは4その他に入ります。今後の日程について事務局から説明いたします。

【農業政策課企画幹 伊藤】

資料2の表紙の裏を御覧ください。今後のスケジュールということでございます。本日第2回の審議会で御審議いただいたところでございますが、今日の審議を踏まえまして検討を事務局で進めさせていただきたいと考えております。検討いたしましたものについて、各地区部会で変更を踏まえた中で御意見をいただきたいと思っております。

次回の審議会につきましては、今後、委員の皆様の日程を調整させていただいた上で、10月末から11月中旬までの間で日程を調整させていただきたいと考えております。計画の公表、議会等踏まえまして新年度に計画をスタートできるような形で進めてまいりたいと思っております。

なお、お手元に「銀座NAGANO」のカラーのパンフレットをお配りしております。前回の審議会のときに8月末にスタートということで御説明させていただきましたが、10月26日にオープンする予定となりましたので、後ほど御覧いただければと思います。以上でございます。

【農業政策課企画幹 奥原】

次回10月の下旬ということですが、御多忙のことと存じますが皆様御出席をお願いしたいと思います。

最後に中村農政部長から御礼の御挨拶がございます。

5. 閉 会

【中村農政部長】

今日は茂木会長様はじめそれぞれの委員の皆様には大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。見直しの項目の説明の中で、特に農業構造政策上の農地政策ですとか、農業振興政策につきましては、今日の委員からいただいた御発言は、かなり本日御相談をさせてい

いただきました数字の達成の可能性について厳しい視点から御意見をいただいたと受け止めております。

また、改めてこの数字の問題などにつきましては、特に農地の関係につきましては、果樹などを中心としてその他の地域の皆様の御意見をいただいて可能性をしっかりとしたものとして改めてまた提出させていただかなくてはならないというふうに受け止めたところでございます。

さらに、米政策につきましては武田委員の御指摘のように、かなり米価水準が激しく動いておりますので、今回お示したスタンスが最終的な形で本県の水田農業の存続を担保する形になるかどうか、本年度秋以降、本年度産の始まりの価格などを踏まえて、米価のベースラインがどういふふうになるかということも検討し、調整をさせていただく必要があると感じを受けたところでございます。

それ以外は前向きに外へ売り出したり、方向性につきましては色々なノウハウをいただきましたので、方向性については、今日お示したような形で最終的な方向を作っていければという感じを受けたところでございます。いずれにしましても皆様からいただきました御意見、御提言を踏まえ、農政部といたしましては、次の審議会において振興計画の見直しそのものについて諮問をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

【農業政策課企画幹 奥原】

以上をもちまして第2回審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

終了